

令和6年度 社会福祉法人 精華町社会福祉協議会

「社協会員」加入のお願い



小地域福祉委員会活動助成金を活用した”子供みこし巡行”（山田自治会）

精華町社会福祉協議会では、「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を旨とし、地域の皆さまと共に日々活動しています。

今年度、地域の皆さまから寄せられた会費は「安心して暮らせる地域共生社会づくり」のための貴重な財源となります。地域の皆さまによる助けあい活動を変わりなく支えていけるよう一人でも多くの方に会費を納めていただきますようお願い申し上げます。

実施期間：令和6年6月21日（金）～令和6年11月29日（金）

社協会員制度とは

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進役」と位置付けられています。また、この法律は地域の皆さまが福祉推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としています。精華町社協では、この「住民参加」や「住民主体」の一つの方法として、住民の皆さまはじめ福祉団体や企業等の方々から会員となつていただく『地域住民の支えあいの活動』を進めています。その財源として、会員の皆さまから会費のご協力をお願いしています。

社協会員加入方法

毎年、各自治会を通じて社協会員の募集と会費の納入のお願いをさせていただいています。社協地域福祉課への直接納入も受け付けていますので詳しくはお問合せください。※会費の用途については裏面をご覧ください。

会員の種類

- 社協会費は1□1,000円です
- ・普通会員（個人）
1□1,000円
 - ・賛助会員（個人）
3□3,000円
（※社協活動に特に賛同いただける方）
 - ・法人会員（企業・法人）
5□5,000円



各自治会での説明会をさせていただきます。ご希望の場合は下記までお問合せください。

問合せ先

精華町社会福祉協議会 地域福祉課
☎0774-94-4573

精華町南稲八妻砂留22-1（地域福祉センターかしのき苑内）
FAX 0774-93-2278
e-mail:chiikifukushi@seikashakyo.or.jp

地域で共に助けあい 支えあうまちづくり

皆さまからの社協会費は このような取り組みに使われます

地域福祉推進
のために

- 小地域福祉委員会活動推進事業
- ボランティア保険料補助事業
- サロン支援事業
- 居場所づくり支援事業
- 地域児童福祉活動助成事業

在宅生活を
支えるために

- ふれあいサポート事業
- 日常生活用具等の貸出事業
- 一人暮らし高齢者を対象とした
テレフォンサービス事業

まちの福祉
サポート店
を通じた見
守り活動等
の支援

- 買い物の支援や訪問時の見守り
活動・認知症サポーターとして
事業の延長線上で福祉活動に参
加していただいています

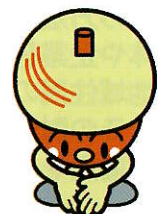
住民の権利を
まもるために

- 社協ふくし&相続相談事業

令和5年度 社協会費の報告とお礼

精華町社協では、令和5年度社協会費納入のご協力を
お願いしたところ、多くの方々にご賛同いただき、自治
会役員の方をはじめ、住民の皆さまの多大なるご協力を
賜ることができました。皆さまには厚くお礼を申し上げ
ます。集まった会費は「地域で共に助けあい 支えあう
まちづくり」の理念のもと、町内の地域福祉活動推進の
ために活用させていただきました。

	会員数	□数
普通会員	3,179	3,186
賛助会員	16	48
法人会員	95	595
合計	3,290	3,829



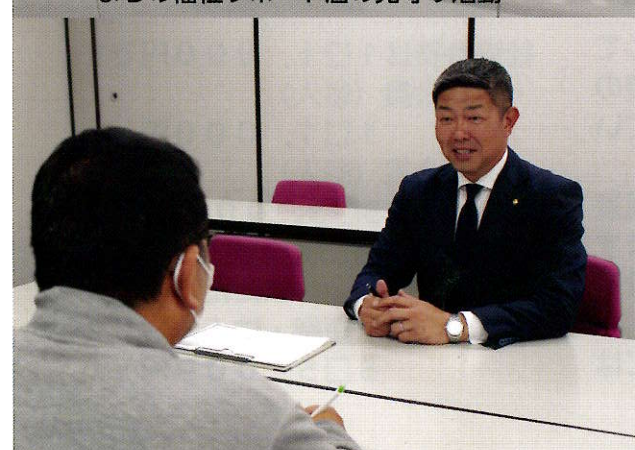
夏祭り（桜が丘四丁目自治会）



通院付き添い（ふれあいサポート事業）



まちの福祉サポート店の見守り活動



社協ふくし&相続相談

＼福祉情報を発信しています／

ホームページやFacebookなどで福祉情報・社協の情報を発信！

精華町社協

検索

